

新潟県公安委員会規則第3号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月13日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(警務課)</p> <p>第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 警察装備（拳銃に係るものに限る。）に関する</u> <u>こと。</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p>(装備施設課)</p> <p>第7条 装備施設課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警察装備に関する<u>こと（警務課の所掌に属するものを除く。）</u>。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p>第11条 生活安全部に、次の課を置く。</p> <p>生活安全企画課</p> <p><u>子供女性安全対策課</u></p> <p>少年課</p> | <p>(警務課)</p> <p>第5条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p><u>(9)</u> (略)</p> <p><u>(10)</u> (略)</p> <p><u>(11)</u> (略)</p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p><u>(17)</u> (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p>(装備施設課)</p> <p>第7条 装備施設課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 警察装備に関する<u>こと。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(生活安全部の分課)</p> <p>第11条 生活安全部に、次の課を置く。</p> <p>生活安全企画課</p> <p>少年課</p> |

生活保安課
サイバー犯罪対策課

(生活安全企画課)

第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(5) (略)
- (6) 酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (7)～(14) (略)

(15) 新潟県迷惑行為等防止条例（平成12年条例第52号）の施行に関すること（子供女性安全対策課及び生活保安課の所掌に属するものを除く。）。

- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)
- (19) (略)

(子供女性安全対策課)

第12条の2 子供女性安全対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。
- (4) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に関すること。
- (5) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の施行に関すること。
- (6) 子供と女性を対象とする性犯罪等の先制・予防的活動に関すること。
- (7) 行方不明者発見活動に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案の連絡及び調整に関すること。

(少年課)

第13条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

生活保安課
サイバー犯罪対策課

(生活安全企画課)

第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1)～(5) (略)
- (6) 酩酊者、行方不明者、迷い子（人）その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
- (7)～(14) (略)

(15) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。

(16) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。

(17) 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）に規定する犯罪の取締りに関すること。

(18) 新潟県迷惑行為等防止条例（平成12年条例第52号）の施行に関すること（生活保安課の所掌に属するものを除く。）。

- (19) (略)
- (20) (略)
- (21) (略)
- (22) (略)

(少年課)

第13条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(10) (略)

(11) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の施行に関すること。

（生活保安課）

第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(13) (略)

(14) 軽犯罪法（昭和23年法律第39号）に規定する犯罪の取締りに関すること。

(15) (略)

（分駐隊等）

第40条 留置管理課、子供女性安全対策課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所又は方面隊を置く。

2 (略)

別表第1（第39条関係）

| 課名 | 名称 | 分掌事務 |
|---------|------------------|---|
| (略) | | |
| 警務課 | 企画室 | <u>第5条第3号から第8号までに掲げる事務</u> |
| | 犯罪被害者支援室 | <u>第5条第16号から第18号までに掲げる事務</u> |
| (略) | | |
| 生活安全企画課 | 安全安心推進室 | 第12条第4号及び第5号に掲げる事務 |
| | ストーカー・子ども女性安全対策室 | 第12条第15号及び第16号に掲げる事務並びに子どもと女性を対象とする性犯罪等の先制的予防活動に関する事務 |
| (略) | | |
| 捜査第二課 | <u>特殊詐欺特別捜査室</u> | 第21条第1号に掲げる事務のうち <u>特殊詐欺等の捜査に関する事務</u> |
| 組織犯罪対 | 薬物銃器対 | 第23条第5号から第 |

(1)～(10) (略)

(11) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）の施行に関すること。

(12) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行に関すること。

（生活保安課）

第14条 生活保安課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(13) (略)

(14) (略)

（分駐隊等）

第40条 留置管理課、少年課、生活保安課、サイバー犯罪対策課、機動捜査隊、運転免許センター、交通機動隊及び高速道路交通警察隊に、分駐隊、支所又は方面隊を置く。

2 (略)

別表第1（第39条関係）

| 課名 | 名称 | 分掌事務 |
|---------|--------------------|--|
| (略) | | |
| 警務課 | 企画室 | <u>第5条第3号から第7号までに掲げる事務</u> |
| | 犯罪被害者支援室 | <u>第5条第15号から第17号までに掲げる事務</u> |
| (略) | | |
| 生活安全企画課 | 安全安心推進室 | 第12条第4号及び第5号に掲げる事務（ <u>ストーカー・子ども女性安全対策室の分掌する事務を除く。</u> ） |
| | ストーカー・子ども女性安全対策室 | 第12条第15号及び第16号に掲げる事務並びに子どもと女性を対象とする性犯罪等の先制的予防活動に関する事務 |
| (略) | | |
| 捜査第二課 | <u>振り込め詐欺特別捜査室</u> | 第21条第1号に掲げる事務のうち <u>振り込め詐欺等の捜査に関する事務</u> |

| | | |
|-------|----------|---|
| 策第一課 | 策室 | 7号までに掲げる事務 |
| (略) | | |
| 交通規制課 | 交通管制センター | 第30条第1号に掲げる事務のうち交通管制に関する事務及び同条第2号に掲げる事務のうち信号機に関する事務 |
| (略) | | |

別表第2 (第40条関係)

| 所属名 | 名称 | 位置 |
|-----------|------|-----|
| (略) | | |
| 子供女性安全対策課 | 長岡支所 | 長岡市 |
| (略) | | |

別表第3 (第48条関係)

| 課名 | 職名 | 職務 |
|-------|-----------|-----------------------|
| 総務課 | 公安委員会事務室長 | (略) |
| | (略) | (略) |
| (略) | | |
| 広報広聴課 | 報道官 | 第4条第1号から第4号までに掲げる事務 |
| | (略) | (略) |
| 警務課 | (略) | (略) |
| | 人事管理官 | 第5条第9号から第12号までに掲げる事務 |
| | 給与管理官 | 第5条第13号から第15号までに掲げる事務 |
| | (略) | (略) |
| (略) | | |
| 監察官室 | 表彰管理官 | 第8条第2号に掲げる事務 |
| | 訟務官 | (略) |
| (略) | | |
| 情報管理課 | 情報企画官 | 第10条に掲げる事務 |

| | | |
|-------|----------|----------------------------|
| | | |
| (略) | | |
| 交通規制課 | 交通管制センター | 第30条第1号に掲げる事務のうち交通管制に関する事務 |
| (略) | | |

別表第2 (第40条関係)

| 所属名 | 名称 | 位置 |
|-----------|------|-----|
| (略) | | |
| 少年課 | 長岡支所 | 長岡市 |
| 生活保安課 | 長岡支所 | 長岡市 |
| サイバー犯罪対策課 | 長岡支所 | 長岡市 |
| (略) | | |

別表第3 (第48条関係)

| 課名 | 職名 | 職務 |
|-------|-----------|-----------------------|
| 総務課 | 公安委員会事務室長 | (略) |
| | 総務管理官 | 課の事務のうち重要事項に関する事務 |
| (略) | | |
| 広報広聴課 | 広報管理官 | 第4条第1号から第3号までに掲げる事務 |
| | 報道官 | 第4条第4号に掲げる事務 |
| (略) | | |
| 警務課 | (略) | (略) |
| | 人事管理官 | 第5条第8号から第11号までに掲げる事務 |
| | 給与管理官 | 第5条第12号から第14号までに掲げる事務 |
| | (略) | (略) |
| (略) | | |
| 監察官室 | 訟務官 | (略) |
| (略) | | |
| 情報管理課 | 情報企画官 | 第10条第1号に掲げ |

| | | |
|-----------|-----------|----------------------------|
| | | |
| 生活安全企画課 | 生活安全調査官 | 課の事務のうち重要事項に関する事務 |
| | 生活安全指導官 | 生活安全警察の業務指導、教養及び企画調整に関する事務 |
| | 安全安心推進室長 | 安全安心推進室に関する事務 |
| 子供女性安全対策課 | 子供女性安全対策官 | 第12条の2に掲げる事務 |

(略)

| | | |
|-----|-------|-------------------------------------|
| 地域課 | (略) | |
| | 地域指導官 | 地域警察の業務指導及び教養に関する事務並びに第15条第6号に掲げる事務 |
| | (略) | |

(略)

| | | |
|-------|------------|-----------------|
| 捜査第二課 | (略) | |
| | 特殊詐欺特別捜査室長 | 特殊詐欺特別捜査室に関する事務 |

(略)

| | | |
|-----------|----------|----------------------------------|
| 組織犯罪対策第一課 | 薬物銃器対策室長 | 薬物銃器対策室に関する事務 |
| | 組織犯罪情報官 | 組織犯罪情報の収集及び分析、国際犯罪並びに犯罪収益等に関する事務 |

(略)

別表第4 (第56条関係)

| 警察署名 | 課名 | 分掌事務 |
|------|-----|--------------------|
| 新潟東 | 警務課 | 警察本部警務部総務課、教養課、広報広 |

| | | |
|---------|-------------------|---|
| | | る事務のうち所管行政に関する情報の管理に関する企画及び研究に関する事務並びに同条第2号に掲げる事務 |
| | 情報システム管理官 | 第10条第1号に掲げる事務のうち情報管理システムの運用及び開発に関する事務 |
| 生活安全企画課 | 生活安全調査官 | 課の事務のうち重要事項に関する事務 |
| | 生活安全指導官 | 生活安全警察の業務指導、教養及び企画調整に関する事務 |
| | 安全安心推進室長 | 安全安心推進室に関する事務 |
| | ストーカー・子ども女性安全対策室長 | ストーカー・子ども女性安全対策室に関する事務 |

(略)

| | | |
|-----|---------|--------------------------|
| 地域課 | (略) | |
| | 地域指導官 | 地域警察の業務指導、教養及び企画調整に関する事務 |
| | 災害対策管理官 | 第15条第6号に掲げる事務 |
| | (略) | |

(略)

| | | |
|-------|--------------|-------------------|
| 捜査第二課 | (略) | |
| | 振り込め詐欺特別捜査室長 | 振り込め詐欺特別捜査室に関する事務 |

(略)

| | | |
|-----------|---------|-----------------------|
| 組織犯罪対策第一課 | 薬物銃器対策官 | 第23条第5号から第7号までに掲げる事務 |
| | 国際犯罪対策官 | 第23条第8号から第10号までに掲げる事務 |

(略)

別表第4 (第56条関係)

| 警察署名 | 課名 | 分掌事務 |
|------|-----|--------------------|
| 新潟東 | 警務課 | 警察本部警務部総務課、教養課、広報広 |

| | | | | | |
|------|-----|--|--|------|--|
| | | 聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（ <u>第5条第13号</u> に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務 | | | 聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（ <u>第5条第12号</u> に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務 |
| | 会計課 | 警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第13号に掲げる事務 | | 会計課 | 警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第12号に掲げる事務 |
| | (略) | | | (略) | |
| 長岡上越 | 警務課 | 警察本部警務部総務課、教養課、広報聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（ <u>第5条第13号</u> に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務並びに警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務 | | 長岡上越 | 警察本部警務部総務課、教養課、広報聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（ <u>第5条第12号</u> に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務並びに警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務 |
| | 会計課 | 警察本部警務部会計 | | 会計課 | 警察本部警務部会計 |

| | | | | | |
|-----------|-----|---|-----------|-----|---|
| | | 課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第13号に掲げる事務 | | | 課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第12号に掲げる事務 |
| | (略) | | | (略) | |
| 新潟西 | 警務課 | 警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第13号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務 | 新潟西 | 警務課 | 警察本部警務部総務課、教養課、広報広聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（第5条第12号に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務 |
| | 会計課 | 警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第13号に掲げる事務 | | 会計課 | 警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第12号に掲げる事務 |
| | (略) | | | (略) | |
| 新潟中央 燕 | 警務課 | 警察本部警務部総務課、教養課、広報広 | 新潟中央 燕 | 警務課 | 警察本部警務部総務課、教養課、広報広 |

| | | | | | |
|--|-----|--|-----|---|--|
| | | <p>聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（<u>第5条第13号</u>に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署に限る。）</p> | | | <p>聴課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（<u>第5条第12号</u>に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（新潟中央警察署に限る。）</p> |
| | 会計課 | <p>警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち<u>第5条第13号</u>に掲げる事務</p> | 会計課 | <p>警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち<u>第5条第12号</u>に掲げる事務</p> | |
| | (略) | | (略) | | |
| 江南 新潟北 佐渡西 佐渡東 新発田 村上 胎内 阿賀野 津川 五泉 秋葉 三条 新潟南 西蒲 加茂 見附 | 警務課 | <p>警察本部警務部総務課、教養課、広報聴課、留置管理課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（<u>第5条第13号</u>に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及</p> | 警務課 | <p>警察本部警務部総務課、教養課、広報聴課、留置管理課、監察官室及び情報管理課の所掌に属する事務、警務部警務課の所掌に属する事務（<u>第5条第12号</u>に掲げる事務を除く。）、警務部装備施設課の所掌に属する事務のうち第7条第1号及び第2号に掲げる事務、警務部厚生課の所掌に属する事務のうち第9条第1号及</p> | |

| | | | | | |
|--|-----|--|--|-----|--|
| 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川 | | び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。） | 与板 小千谷 小出 南魚沼 十日町 柏崎 妙高 糸魚川 | | び第5号に掲げる事務並びに市警察部企画調整課の所掌に属する事務（江南警察署、新潟北警察署、秋葉警察署、新潟南警察署及び西蒲警察署に限る。） |
| | 会計課 | 警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第13号に掲げる事務 | | 会計課 | 警察本部警務部会計課の所掌に属する事務、警務部装備施設課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）、警務部厚生課の所掌に属する事務（警察署警務課の分掌に属する事務を除く。）及び警務部警務課の所掌に属する事務のうち第5条第12号に掲げる事務 |
| | (略) | | | (略) | |

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。